e 承認サービス（マンション管理組合）<収納代行利用版>利用規定（収納金管理信託利用先用）改定内容

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2025 年 4 月改定	2025 年 12 月改定
1.(1)	e 承認サービス（マンション管理組合）は、契約者がマンション管理を委託する管理会社のうちｅ承認サービス（マンション管理組合）を構成する当行所定のマンション管理会社向けサービス（以下、「管理会社側サービス」といいます）を利用しているもの（以下、「管理会社」といいます）において当該マンション管理にかかる各種費用（以下、「管理費用」といいます）の支払事務等を行うに当たり、契約者により指定された者が端末（後記 1.(3)に定義します）を用いて管理会社による管理費用の支払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス（マンション管理組合）を構成するサービスとして契約者が端末の操作により利用することができる本サービスには、以下の各機能および各手続があります。	e 承認サービス（マンション管理組合）は、契約者がマンション管理を委託する管理会社のうちｅ承認サービス（マンション管理組合）を構成する当行所定のマンション管理会社向けサービス（以下、「管理会社側サービス」といいます）を利用しているもの（以下、「管理会社」といいます）において当該マンション管理にかかる各種費用（以下、「管理費用」といいます）の支払事務等を行うに当たり、契約者により選任された者が端末（後記 1.(3)に定義します）を用いて管理会社による管理費用の支払承認依頼について承認または否認を行い、承認された場合には管理費用の支払先に対する振込手続を行うこと等ができるサービスであり、e 承認サービス（マンション管理組合）を構成するサービスとして契約者により選任された者が端末の操作により利用することができる本サービスには、以下の各機能および各手続があります。
1.(1)①	①契約者の代表者（以下、「理事長」といいます）が契約者の理事のうち後記 1.(1)③に 記載する承認または否認を行う権限を有する者（以下、「担当理事」といいます）の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワードの初期化等（以下、併せて「登録等」といいます）を行う機能（以下、「理事管理機能」といいます）	①契約者の管理者（理事長（契約者の構成員である区分所有者であると否とを問いません）または契約者が管理組合法人である場合における理事のほか、契約者との間の管理者業務の委託にかかる契約（以下、「管理者業務委託契約」といいます）に基づき管理者として選任されたマンション管理士、弁護士、公認会計士、税理士その他

		の契約者の構成員である区分所有者以外の者（以下、「外部専門家」といいます）もしくは管理会社またはこれらの者もしくは契約者から本サービスの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与された者を含みます。以下、「管理者」といいます）が契約者のために後記 1.(1)③に記載する承認または否認を行う権限を有する者（副理事長、理事、監事その他の契約者の理事会の役員（契約者の構成員である区分所有者であると否とを問いません）または契約者が管理組合法人である場合における理事もしくは監事のほか、契約者（契約者の代理人としての管理者を含みます）との間の会計監査等業務の委託にかかる契約（以下、「会計監査等業務委託契約」といいます）に基づき契約者から会計監査等業務の委託を受けた外部専門家を含みます。以下、「承認等担当者」といいます）の新規登録、承認等担当者の登録削除、承認等担当者のパスワードの初期化等（以下、併せて「登録等」といいます）を行う機能（以下、「承認等担当者管理機能」といいます）
1.(1)②	②理事長が交代する場合において新たに選任された理事長を本サービスの利用にかかる理事長として登録する機能（以下、「理事長交代機能」といいます）	②管理者が交代する場合において新たに選任された管理者を本サービスの利用にかかる管理者として登録する機能（以下、「管理者交代機能」といいます）
1.(1)③	③理事長または担当理事が管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能（以下、「支払等承認機能」といいます） なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとしま	③管理者または承認等担当者が管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能（以下、「支払等承認機能」といいます） なお、当行は、本サービスの内容を、本規定の変更を伴わない範囲において、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし

	す。	ます。
1.(2)①	契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理会社との間でマンション管理等にかかる委託契約（以下、「マンション管理委託契約」といいます）を締結の上、管理会社に対し、管理費用の支払事務等を委託します。	契約者は、本サービスを利用するに当たり、自らの責任において、管理会社との間でマンション管理等業務の委託にかかる契約（以下、「マンション管理委託契約」といいます）を締結の上、管理会社に対し、管理費用の支払事務等を委託します。
1.(2)②	②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授権 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータの作成権限、パスワード初期化機能（e承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞管理会社側サービス利用規定（収納金管理信託利用先用）（以下、「管理会社側サービス利用規定」といいます）1.(1)④に定義します）の利用による理事長または理事のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログイン ID 通知機能（管理会社側サービス利用規定 1.(1)④に定義します）の利用による理事長または理事のログインＩＤ通知の当行に対する申請権限を含みます）を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。 契約者は、本サービスの申込時、本利用契約の締結時および本サー	②マンション管理委託契約に基づく管理会社に対する授権の範囲 契約者は、マンション管理委託契約に基づき、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、自らの裁量により管理費用の支払事務等を遂行するために必要な権限（管理費用の支払にかかる振込依頼明細にかかるデータの作成権限、パスワード初期化機能（e承認サービス（マンション管理組合）＜収納代行利用版＞管理会社側サービス利用規定（収納金管理信託利用先用）（以下、「管理会社側サービス利用規定」といいます）1.(1)④に定義します）の利用による管理者または承認等担当者のパスワード初期化の当行に対する申請権限およびログイン ID 通知機能（管理会社側サービス利用規定 1.(1)④に定義します）の利用による管理者または承認等担当者のログインＩＤ通知の当行に対する申請権限を含みます）を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、本サービスの利用により管理会社から当該管理費用の支払承認依頼を受けるに当たり、管理会社に対し、管理会社が当該管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。

	ビスの利用時において、管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。	契約者は、本サービスの利用の申込時、本利用契約の締結時および本サービスの利用時において、契約者が管理会社に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。
1.(2)④	④管理会社に対する情報開示 当行は、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用しまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに理事長および担当理事に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。ただし、理事長および担当理事のログイン ID（ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ）、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が理事長および担当理事に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該理事長および担当理事の同意を得るものとします。	④管理会社に対する情報開示 当行は、管理会社（管理会社のために端末を操作する者を含みます。以下、本④において同じ）に対し、契約者が本サービスを利用しまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに管理者および承認等担当者に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとします。ただし、管理者および承認等担当者のログイン ID（ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID をいいます。以下同じ）、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が管理者および承認等担当者に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該管理者および承認等担当者の同意を得るものとします。
1.(3)①	—	(3)契約者と管理者との関係 ①理事長としての選任または管理者業務委託契約の締結等 契約者は、本サービスを利用するに当たり、管理者に本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したもの（当該管理者が本

		サービスの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与した者に本サービスを利用させるに当たり、当該授権された者が利用するものとして当該管理者所定の方法により指定したものを含みます。以下同じ）を利用させる場合には、自らの責任において、管理者となる者を理事長に選任し、または管理者となる者との間で管理者業務委託契約を締結の上、管理者に対し、本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用を委託します。なお、契約者は、管理会社を管理者として選任する場合において、管理会社との間で管理者業務委託契約を締結することおよび管理者業務委託契約に基づき管理会社が本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用することをあらかじめ承諾していることを、ここに表明および保証します。 契約者は、管理者による本サービスの利用時において、契約者が管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①において同じ）に対して本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用のための権限（端末を操作する権限を含みます）を適法かつ有効に授与していること（当該管理者が本サービスの利用のために必要な範囲において管理者としての権限の一部を授与した者に本サービスを利用させるに当たり、当該授権された者に対して当該授権された者が利用するものとして当該管理者所定の方法により指定したものの利用のための権限（端末を操作する権限を含みます）を適法かつ有効に授与していることを含みます）および当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保

		証するとともに、管理者による本サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。 当行は、当行所定の方法により管理者が本サービスを利用した場合には、契約者による管理者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。
1.(3)②	―	②支払等承認機能にかかる管理者に対する授権の範囲 契約者は、管理者に支払等承認機能にかかる権限を授与する場合には、管理者に対し、管理者が、契約者の代理人として、自らの裁量により支払等承認機能を利用するために必要な権限を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理者が支払等承認機能を利用するに当たり、管理者に対し、管理者が支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。 契約者は、本サービスの利用時において、契約者が管理者に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。

1.(3)③	—	③管理者に対する情報開示 当行は、管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本③において同じ）に対し、契約者が管理組合側サービスを利用しまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者および契約者の構成員である区分所有者に関する情報その他の契約者による管理組合側サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとします。なお、契約者は、当行が当該区分所有者に関する情報を管理者に開示することについて、あらかじめ当該区分所有者の同意を得るものとします。
1.(4)①	—	(4)契約者と承認等担当者との関係 ①役員としての選任または会計監査等業務委託契約の締結等 契約者（契約者の代理人としての管理者を含みます）は、本サービスを利用するに当たり、承認等担当者に本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用させる場合には、自らの責任において、承認等担当者となる者を副理事長、理事、監事その他の契約者の理事会の役員に選任し、または承認等担当者となる者との間で会計監査等業務委託契約を締結の上、承認等担当者に対し、本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものの利用を委託します。 契約者は、承認等担当者による本サービスの利用時において、契約者が承認等担当者（当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①において同じ）に対して本サービスのうち契

		約者が契約者所定の方法により指定したものの利用のための権限（端末を操作する権限を含みます）を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、承認等担当者による本サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。 当行は、当行所定の方法により承認等担当者が本サービスを利用した場合には、契約者による承認等担当者に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく承認等担当者の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすことができるものとします。
1.(4)②	—	②支払等承認機能にかかる承認等担当者に対する授権の範囲 契約者は、承認等担当者に支払等承認機能にかかる権限を授与する場合には、承認等担当者に対し、承認等担当者が、契約者の代理人として、自らの裁量により支払等承認機能を利用するために必要な権限を授与します（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、承認等担当者が支払等承認機能を利用するに当たり、承認等担当者に対し、承認等担当者が支払等承認機能の利用により管理費用の支払先および支払金額にかかる情報を当行に伝達することについての何らの裁量が与えられない個別的かつ具体的な委託をすることはできないものとします）。 契約者は、本サービスの利用時において、承認等担当者に対して当該権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法か

		つ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、本利用契約が存続している間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。
1.(4)③	—	③承認等担当者に対する情報開示 当行は、承認等担当者（当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本③において同じ）に対し、契約者が管理組合側サービスを利用しまたは管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者および契約者の構成員である区分所有者に関する情報その他の契約者による管理組合側サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者は、当該情報の開示について異議なく承諾するものとします。なお、契約者は、当行が当該区分所有者に関する情報を承認等担当者に開示することについて、あらかじめ当該区分所有者の同意を得るものとします。
1.(5)	(3)利用環境 契約者は、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）を理事長および担当理事（ただし、端末を操作する権限を与えられた者に限ります）が占有・管理する場合にのみ本サービスを利用することができるものとします。ただし、端末に当行所定の環境が備わっていても、契約者または理事長もしくは担当理事による個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できないことがあります。	(5)利用環境 契約者は、インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）を管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます）および承認等担当者（当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます）が占有・管理する場合にのみ本サービスを利用することができるものとします。ただし、端末に当行所定の環境が備わっていても、契約者または管理者もしくは承認等担当者による個別の設定がなされている場合等の事情により本サービスを利用できないことがあります。
1.(6)	(4)利用可能な取引の範囲	(6)利用可能な取引の範囲

1.(7)	(5)サービス取扱日・取扱時間	(7)サービス取扱日・取扱時間
1.(8)	―	(8)ValueDoor 利用規定および本規定の認識および了承等 契約者は、本サービスの利用に当たり、管理者、承認等担当者その他の本サービスを利用しまたは本サービスの利用に関与する者（これらの者のために端末を操作する者を含みます）に、ValueDoor 利用規定および本規定の各条項を認識および了承させた上で、ValueDoor 利用規定および本規定に従い、本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等をさせるものとします。
2.(1)	当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾し当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。	当行が本サービス申込等手続を受け付け、本サービスの利用の申込を承諾して当行所定の手続を行った時点において、契約者および当行間において本利用契約が成立し、契約者は、本規定に従い本サービスを利用できることになるものとします。
2.(2)	(2)管理会社の届出 契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社を当行所定の方法により当行に届け出るものとします。	(2)管理会社等の届出 契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社、管理者となる者または承認等担当者となる外部専門家を当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
3.(1)	本サービスの利用に当たっては、当行所定のウェブサイトにログインするものとし、ログインした時点においてまず本人確認を行います。本人確認方法は ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証が適用されるものとし、当該方法により本人確認がなされた場合には、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者によるものと認めることができるものとします。	本サービスの利用に当たっては、ValueDoor 利用規定に定める当行所定のパスワード認証（疑義を避けるために付言しますと、2023 年 4 月 16 日時点において運用されていた e 承認サービス（マンション管理組合）にかかる当行所定のシステムにおける認証方式による場合も当該パスワード認証として取り扱われるものとします）を本人確認手段として利用するものとします。契約者は、管理者または承認等担当者に本サービスを利用させる場合には、当該管理者または承認等担

		当者に対して本サービスのうち契約者が契約者所定の方法により指定したものを利用させるための権限（端末を操作する権限を含みます）を適法かつ有効に授与し、かつ、当該権限を適法かつ有効に維持し存続させた上で、ValueDoor 利用規定に従い、ValueDoor 利用規定に定める当行所定のパスワード認証を行うことができるために必要な手続を行わせるものとします。
3.(3)①	①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。	①契約者は、自らの責任において、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を厳重に管理し、または管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本(3)において同じ）もしくは承認等担当者（当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本(3)において同じ）に管理させるものとします。また、契約者は、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段を第三者に対して一切開示せず、または管理者もしくは承認等担当者に第三者に対して一切開示させないものとします。
3.(3)②	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契約者は直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行うものとします。なお、ログイン ID、初期パスワードまたはパスワードの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。	②ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故のおそれがある場合には、契約者は、自らの責任において、直ちにそれらの変更等当行所定の手続を行い、または管理者もしくは承認等担当者に行わせるものとします。なお、ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認手段の偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故により生じた損害について、当行は責任を負いません。

3.(3)③	③本サービスを利用するに当たり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合には、当行は当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。	③本サービスを利用するに当たり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して入力された場合には、当行は、当該ログイン ID による本サービスの利用を停止します。
3.(3)④	④理事長または担当理事は、管理会社に対し、パスワード初期化機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のパスワードを初期化することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期化機能を利用した場合には、理事長または担当理事のパスワードが初期化され、当該理事長または担当理事は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。また、理事長または担当理事は、管理会社に対し、ログイン ID 通知機能の利用により当該理事長または担当理事に代わり当該理事長または担当理事のログイン ID を自らに通知することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、理事長または担当理事の依頼の有無にかかわらず、管理会社がログイン ID 通知機能を利用した場合には、理事長または担当理事のログイン ID が当該理事長または担当理事に対して当行所定の方法により当行から通知されます。	④管理者または承認等担当者は、管理会社に対し、パスワード初期化機能の利用により当該管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のパスワードを初期化することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、管理会社がパスワード初期化機能を利用した場合には、管理者または承認等担当者のパスワードが初期化され、当該管理者または承認等担当者は、それ以前に利用していたパスワードを利用できなくなります。また、管理者または承認等担当者は、管理会社に対し、ログイン ID 通知機能の利用により当該管理者または承認等担当者に代わり当該管理者または承認等担当者のログイン ID を自らに通知することを当行に対して申請することを当行所定の方法により依頼することができます。なお、管理者または承認等担当者の依頼の有無にかかわらず、管理会社がログイン ID 通知機能を利用した場合には、管理者または承認等担当者のログイン ID が当該管理者または承認等担当者に対して当行所定の方法により当行から通知されます。
4.(1)①	(1)理事管理機能 ①理事管理機能の内容 理事管理機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、登	(1)承認等担当者管理機能 ①承認等担当者管理機能の内容 承認等担当者管理機能とは、管理者（当該管理者のために端末を

	録等（担当理事の新規登録、担当理事の登録削除、担当理事のパスワードの初期化等）を行う機能をいいます。 なお、契約者は、理事管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。	操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(1)②において同じ）が占有・管理する端末の操作により、登録等（承認等担当者の新規登録、承認等担当者の登録削除、承認等担当者のパスワードの初期化等）を行う機能をいいます。 なお、契約者は、承認等担当者管理機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により管理者を届け出るものとします。
4.(1)②	理事長は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、登録等を行うものとします。	管理者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、登録等を行うものとします。
4.(1)③	当行所定の方法により登録等が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録等を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。なお、理事長は、自らの責任において登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、理事長または担当理事の権限の有無、登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。	当行所定の方法により登録等が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録等を行ったものとみなされるものとし、当行は、かかる場合に承認等担当者として登録された者によるその後の本サービスの利用のための一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。なお、管理者は、自らの責任において登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、管理者または承認等担当者の権限の有無、登録等の内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。
4.(2)①	(2)理事長交代機能 ①理事長交代機能の内容	(2)管理者交代機能 ①管理者交代機能の内容

	理事長交代機能とは、理事長が占有・管理する端末の操作により、理事長が新たに選任された理事長（以下、「新理事長」といいます）を本サービスの利用にかかる理事長として登録する機能をいいます。 なお、契約者は、理事長交代機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。	管理者交代機能とは、管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(2)②において同じ）が占有・管理する端末の操作により、新たに選任された管理者（当該新たに選任された管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、「新管理者」といいます）を本サービスの利用にかかる管理者として登録する機能をいいます。 なお、契約者は、管理者交代機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により管理者を届け出るものとします。
4.(2)②	理事長は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、新理事長の登録を行うものとします。なお、新理事長の登録に当たり、契約者は新理事長の選任にかかる総会決議議事録の写しその他の証憑書類を当行に提出し、当行所定の変更手続（以下、「書面による代表者変更手続」といいます）を行うものとします。なお、理事長交代機能の利用による新理事長の登録後 6 ヶ月以内に書面による代表者変更手続が完了しない場合には、当行は、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。	管理者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、新管理者の登録を行うものとします。なお、新管理者の登録に当たり、契約者は、当行が提出を求めた場合には、これに応じて新管理者の選任にかかる総会決議議事録の写し、管理者業務委託契約の写しその他の証憑書類を当行に提出した上で、当行所定の変更手続（以下、「書面による代表者変更手続」といいます）を行うものとします。なお、管理者交代機能の利用による新管理者の登録後 180 日以内に書面による代表者変更手続が完了しない場合には、当行は、本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
4.(2)③	当行所定の方法により新理事長の登録が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後の本サービスの利用その他一切の操作、手続、取引等が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。なお、理	当行所定の方法により新管理者の登録が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該登録を行ったものとみなされるものとし、当行は、かかる場合に新管理者として登録された者によるその後の本サービスの利用のための一切の操作、手続、取引等が正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたも

	事長は、自らの責任において新理事長に関する登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、理事長または新理事長の権限の有無、新理事長に関する登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。	のと認めることができるものとします。なお、管理者は、自らの責任において新管理者に関する登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性を確保するものとし、その内容が真実、正確、完全または最新でなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、管理者または新管理者の権限の有無、新管理者に関する登録内容の真実性、正確性、完全性および最新性等について何ら確認する義務を負わないものとします。
4.(3)①	支払等承認機能とは、理事長または担当理事（以下、「承認者」といいます）が占有・管理する端末の操作により、理事長または担当理事が管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能（支払の承認状況を一覧表示する機能を含みます）をいいます。 なお、契約者は、支払等承認機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により理事長を届け出るものとします。	支払等承認機能とは、管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(3)②において同じ）または承認等担当者（当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます。以下、本①および後記 4.(3)②において同じ）（以下、併せて「承認者」といいます）が占有・管理する端末の操作により、管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行う機能（支払の承認状況を一覧表示する機能を含みます）をいいます。 なお、契約者は、支払等承認機能の利用に当たり、あらかじめ当行所定の方法により管理者を届け出るものとします。
4.(3)②	理事長は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払等承認機能を利用する承認者となる理事長または担当理事の指定その他の支払等承認機能の利用のために必要な当行所定の事項を設定するものとします。	管理者は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、支払等承認機能を利用する承認者となる管理者または承認等担当者の指定その他の支払等承認機能の利用のために必要な当行所定の事項を設定するものとします。
4.(3)③	承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に	承認者は、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に

	表示される画面において必要な操作をすることにより、管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行うものとします。なお、承認者として指定された理事長および担当理事の全員が当行所定の方法により承認することをもって、契約者が承認したものと取り扱われるものとします。当行所定の方法により承認者による承認が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該承認を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後に行われた一切の取引が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。	表示される画面において必要な操作をすることにより、管理会社からの管理費用の支払承認依頼に対する承認または否認を行うものとします。当行所定の方法により承認者による承認が行われた場合には、契約者のために正当な権限を有する者が適法かつ有効に当該承認を行ったものとみなされるものとし、当行は、その後に行われた一切の取引が当該正当な権限を有する者により適法かつ有効になされたものと認めることができるものとします。
4.(3)⑥	⑥管理会社による利用 契約者は、当行所定の方法により、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能を利用する権限を授与することができます。 契約者は、管理会社による支払等承認機能の利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による支払等承認機能の利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。 当行は、管理会社による支払等承認機能の利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避け	—

	るために付言しますと、承認者が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承認機能の利用により適法かつ有効に承認を行ったものと同様に取り扱うこと）ができるものとします。	
5.②	当行は、本信託の受託者として、支払等承認機能の利用により承認が行われた振込依頼明細の総合受付およびその明細に基づき、当行所定の日に当行所定の収納代行会社（以下、「指定収納代行会社」といいます）が行う預金口座振替により契約者が当行所定の方法により指定した契約者名義の預金口座（以下、「振込資金等払出口座」といいます）から引き落とされ、当行に引き渡された資金をもって、当行所定の方法により振込手続を行うことその他の本信託の信託事務として必要と認められる行為をすること	当行は、本信託の受託者として、支払等承認機能の利用により承認が行われた振込依頼明細の総合受付および当該振込依頼明細に基づき、当行所定の日に当行所定の収納代行会社（以下、「指定収納代行会社」といいます）が行う預金口座振替により契約者が当行所定の方法により指定した契約者名義の預金口座（以下、「振込資金等払出口座」といいます）から引き落とされ、当行に引き渡された資金をもって、当行所定の方法により振込手続を行うことその他の本信託の信託事務として必要と認められる行為をすること
6.(7)①	(7)マンション管理委託契約にかかる事項 ①当行は、マンション管理委託契約の内容、同契約に基づく取引その他マンション管理委託契約に関連する契約、取引その他の事項（以下、併せて「原取引関連事項」といいます）について一切関知しません。	(7)マンション管理委託契約等にかかる事項 ①当行は、マンション管理委託契約、管理者業務委託契約または会計監査等業務委託契約の内容、当該各契約に基づく取引その他マンション管理委託契約、管理者業務委託契約または会計監査等業務委託契約に関連する契約、取引その他の事項（以下、併せて「原取引関連事項」といいます）について一切関知しません。
6.(7)②	②契約者、管理会社および当行間において原取引関連事項に関して紛議が生じた場合には、契約者が自らの責任において処理するものとし、これにより契約者および管理会社に生じた損害について、当行は責任を負いません。この場合、当行に生じた損害について、契約者が	②契約者、管理会社、管理者、承認等担当者または当行間において原取引関連事項に関して紛議が生じた場合には、契約者が自らの責任において処理するものとし、これにより契約者、管理会社、管理者または承認等担当者に生じた損害について、当行は責任を負いま

	管理会社と連帯して賠償するものとします。	せん。この場合、当行に生じた損害について、契約者が管理会社と連帯して賠償するものとします。
6.(9)⑤	契約者、理事長または担当理事が占有・管理する端末以外の端末により本サービスを利用したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。	契約者、管理者（当該管理者のために端末を操作する者を含みます）、承認等担当者（当該承認等担当者のために端末を操作する者を含みます）その他の本サービスを利用しまたは本サービスの利用に関与する者が占有・管理する端末以外の端末により本サービスを利用したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
7.(1)	(1)運絡先の届出	(1)連絡先の届出
8.(2)⑧	⑧管理会社との間におけるマンション管理委託契約が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合	⑧管理会社との間のマンション管理委託契約、管理者との間の管理者業務委託契約または外部専門家との間の会計監査等業務委託契約が期間満了、解約、解除その他の理由により効力を失った場合
8.(3)	(3)ValueDoor の廃止による解約 ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。	(3)ValueDoor の利用にかかる契約の解約等による解約 契約者および当行間の ValueDoor の利用にかかる契約が解約されまたは ValueDoor が廃止された場合には、本利用契約も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。